

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

北朝鮮が日本人の拉致を初めて認め、謝罪した平成14年の日朝首脳会談以降、5名の拉致被害者とその家族の帰国は実現したものの、いまだ政府認定の12名をはじめとする拉致被害者が北朝鮮に残されたままである。

これまで、北朝鮮は、我が国の主権ならびに日本国民の生命・安全に関わる拉致問題について、極めて不誠実な態度をとり続けてきた。平成20年8月には、日朝実務者協議における合意に基づき、一旦は北朝鮮が拉致被害者に関する全面的な調査を行うこととなったが、北朝鮮からの一方的な通報により、合意事項が実施されない状況が続いている。

また、北朝鮮は、平成18年7月に弾道ミサイルを発射した後、国際社会からの再三の警告にもかかわらず、平成29年9月まで弾道ミサイルの発射を繰り返し、さらに、平成18年10月から平成29年9月まで6回にわたり核実験を実施した。

平成30年6月の米朝首脳会議において、朝鮮半島の非核化の宣言はされたものの、北朝鮮は、平成6年の核開発凍結を定めた米朝の枠組み合意など、過去の合意はことごとく破棄されていることも忘れてはならない。

拉致事件の発生から既に40年以上が経過しており、拉致被害者およびその家族の置かれている状況を踏まえると、これ以上時間を費やすことは許されない。

よって国会および政府は、北朝鮮による日本人拉致被害者全員を一刻も早く救出し、拉致問題を完全に解決するため、「日朝平壤宣言」の精神に立って、拉致問題をはじめ、核問題などの包括的解決を図るという立場を堅持し、六ヶ国協議の再開など、さらなる国際協調を図るとともに、制裁措置と併せて二国間での対話も進めるなど、全力で取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月 5日

大阪府南河内郡河南町議会